

戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議 題 説 明 書

戸塚消防署総務・予防課

議題名：初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

【内容】

自治会町内会が初期消火器具等を設置・更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

【補助対象経費】

- 1 新規設置及び器材全ての更新設置の場合 ⇒ 整備費用の2/3（上限20万円）
- 2 消防用ホース等の一部更新設置の場合 ⇒ 整備費用の2/3（上限7万円）

【例年あげている議題か？】

毎年お願いしています。（例年4月にお願いしています。）

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】（具体的に記入してください。）

【補助事業の申請方法・期間】

- 1 消防署備え付けの申請書に必要事項を記入の上、戸塚消防署にご提出願います。
- 2 申請期限は9月30日（月）までとなります。

【その他、注意することなど】

申請件数が、補助予定数を超えた場合は、横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針で示される「対象地域」から優先的に補助されます。

問合せ先

担当部署 戸塚消防署総務・予防課予防係

担当者名 大場 賢二

TEL 881-0119 FAX 881-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、9月30日（火）までに最寄りの消防署に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

5 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の **2/3** に相当する額とし、1件あたり **20万円** を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の **2/3** に相当する額とし、1件あたり **7万円** を上限とします。

6 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、戸塚消防署へご連絡ください。

戸塚消防署総務・予防課予防係 電話番号 045-881-0119